

第4回朝日村男女共同参画審議会 次第

日 時 令和3年11月19日(金)

午後2時00分

場 所 朝日村役場 大会議室

1 開 会

2 挨 捶

3 協議事項

(1) 朝日村男女共同参画社会推進条例(案)に対するパブリックコメント結果

(2) 朝日村男女共同参画基本条例制定の答申について

(3) 令和3年度男女共同参画計画の評価検証について

(4) パンフレット概要

(5) その他

今後のスケジュールについて

・12月議会条例案提出(予定)・・・可決後 令和4年4月1日施行

・男女共同参画計画取組内容の見直し

・第5回男女共同参画審議会 2月18日14:00 大会議室

4 朝日村男女共同参画社会基本条例制定について(答申)

5 村長挨拶

6 閉 会

第4回朝日村男女共同参画審議会出席者名簿

(敬称略)

	氏 名	役 職 名	備 考
1	塩原 智恵美	朝日村議会運営委員長	会長
2	中村 八重美	教育長職務代理	副会長
3	小坂 ほなみ	朝日ヘルスマイト会長	
4	上條 良久	区長代表	欠席
5	清澤 正文	公民館長	
6	小林 良男	民生児童委員会長	
7	青柳 恵利香	朝日小学校 P T A副会長	欠席
8	下田 直美	農業委員会長	
9	筒井 詔子	商工会女性部長	
10	羽多野 さき子	人権擁護委員	
11	大竹 享一	企画財政課 課長補佐兼企画係長	(府内協議会委員)
12	上條 千賀子	住民福祉課 担当課長補佐兼住民福祉係長	(府内協議会委員 代理)
13	小林 秀樹	建設環境課 課長補佐兼建設農地係長	(府内協議会委員)
14	清沢 さおり	産業振興課 課長補佐兼商工観光係長	(府内協議会委員)
15	上條 まゆみ	教育政策課 課長補佐兼総務学校教育係長	(府内協議会委員)
16	塩原 康視	総務課長	事務局
17	中村 高志	総務課 課長補佐兼総務人事係長	事務局
18	深澤 宏恵	総務課 総務人事係 主任	事務局

朝日村男女共同参画社会推進条例(案)に対するパブリックコメント結果

(1) 意見募集期間 令和3年9月10日(金)～令和3年10月11日(月)

(2) 提出人数及び件数

提出人數	意見件數
13 名	24 件

(3) 年齢別内訳

20歳代以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代以上	合計
0名	1名	1名	3名	5名	3名	0名	13名

(4) 意見の概要と村の考え方

NO.	該当箇所	提出された意見	条例の該当部分	村の考え方・回答（案）	修正後
1	前文	「多様な性のあり方を認め」とあるが近年話題となっているトランスジェンダーについてどう考えるのか。	こうした中求められるのは、全ての人が尊重され、多様な性のあり方を認め、互いに支え合い、責任も分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現である。	条例では前文で「多様な性のあり方を認め」とし、第3条基本理念(1)でダイバーシティの実現を目指すことを明記していますが、御指摘のとおり、LGBTQ や社会的少数者の方についての記載が不十分であるため、広く村民の方にわかりやすく示すため第2条定義を一部修正します。	(定義) 第2条 (2)ダイバーシティ 性別、人種等の違いに限らず、性の多様性や人種等の違いを認めることはもとより(追加)、年齢、性格、学歴、価値観等の多様な人々が互いの違いを尊重することをいう。
2	第2条 ・ 全 体 通 し て	第1章 第2条の定義(2)「ダイバーシティ」の項目に「性別、人種等の違いに限らず」とあるところを、「性の多様性(LGBTQ)や人種の違いを認めることはもちろん」と訂正した方がいいのではないか。 (理由)前文において、「男女の別を超えて多様な個人を尊重し合う」とあり、第3次朝日村男女共同参画計画にも「多様な性の概念の浸透」とあるが、主に男女の機会均等が目指されていると読める条文が多く、これでは LGBTQ への偏見が助長されかねず、仮に LGBTQ の人たちで被害に遭われた場合の相談機会が失われかねない。前文に掲げる社会を目指すなら、多様性の中身を具体的に示すべきだと考えるから。	(定義) 第2条 (2)ダイバーシティ 性別、人種等の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観等の多様な人々が互いの違いを尊重することをいう。	条例では前文で「多様な性のあり方を認め」とし、第3条基本理念(1)でダイバーシティの実現を目指すことを明記していますが、御指摘のとおり、LGBTQ や社会的少数者の方についての記載が不十分であるため、広く村民の方にわかりやすく示すため第2条定義を一部修正します。	(定義) 第2条 (2)ダイバーシティ 性別、人種等の違いに限らず、性の多様性や人種等の違いを認めることはもとより(追加)、年齢、性格、学歴、価値観等の多様な人々が互いの違いを尊重することをいう。

NO.	該当箇所	提出された意見	条例の該当部分	村の考え方・回答（案）	修正後
3	前文	「全ての人が尊重され、多様な性のあり方を認め、互いに支え合い、責任も分かれ合いながら、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現」ができますことを願っています。	(前文 4 段落目) こうした中求められるのは、全ての人が尊重され、多様な性のあり方を認め、互いに支え合い、責任も分かれ合いながら、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現である。	朝日村では、男女共同参画社会の実現に向け、計画の策定や進捗管理を条例で義務付けます。今後も意識啓発等を計画的に行い、全ての人が尊重され、個性と能力を発揮できる社会が実現できるよう取り組んでまいります。	修正なし
4	前文	「いまだに一部で根強い性別役割分担意識や慣行が残ることが課題となっている」は違和感があるので削除してほしい。 (理由)家庭や社会の中での役割分担は、昔とは変わってきていている。自然にそれぞれが個性と能力を発揮できる時代になってきていると思うから。	(前文 3 段落目) しかしながら、朝日村の状況を見ると家庭、地域、職場においていまだに一部で根強い性別役割分担意識や慣行が存在することが課題となっている。	朝日村では、国や県と比較すると固定的役割分担意識が低い、ワーク・ライフ・バランスが進んでいるという調査結果もあります。一方で地域活動や地域組織においては女性委員が少ない現状にあります。 したがって、御指摘を受け、一部修正いたします。	「いまだに一部で根強い性別役割分担意識や慣行が残ることが課題となっている。」
5	前文	性別役割分担意識や慣行の存在、すべてが課題でしょうか。人それぞれ体力や能力には差があるのではないか。			
6	第 2 条	「ダイバーシティ」、「ワーク・ライフ・バランス」、「ハラスメント」、「ドメスティック・バイオレンス」という言葉は調べればわかりますがはっきりと正しい理解をされている方は少ない。他自治体にならわざ独自のわかりやすい表現にするか注釈をつけ、理解できるようにした方がいいと思う。 (理由)多様性を受け入れる社会にするなら村民全員に同じ意味が伝わる言葉で表現すべきと思う。	(定義) 第 2 条 (2) ダイバーシティ（略） (5) ワーク・ライフ・バランス（略） (6) ハラスメント（略） (7) ドメスティック・バイオレンス（略）	できるだけ理解しやすい条文にするため第 2 条に定義を設けました。 例えば「ダイバーシティ」を「多様性」などと言い換えると、ニュアンスの違いが出てしまいます。世間に広がりつつある用語を取捨選択し定義に掲載しているため、修正はしないものとします。	修正なし
7	第 2 条	定義のカタカナ語は理解しにくい。			

NO.	該当箇所	提出された意見	条例の該当部分	村の考え方・回答（案）	修正後
8	第3条	(1)のダイバーシティの記述をもっと具体的にして、「LGBTQ」や「障がい者」「外国人労働者」などの文言を入れてはどうか。例えば「…全ての人(LGBTQ や障がい者、外国人労働者等)が、(「性別にかかわらず」はカットする)…」 (理由)社会参画がダイバーシティを前提とするから。	(基本理念) 第3条(1) ダイバーシティの実現を目指し、全ての人(LGBTQ や障がい者、外国人等)が、個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別を受けないこと、個人として能力を發揮する機会が確保されること及び人権が尊重されること。	「ダイバーシティの実現を目指し、全ての人(LGBTQ や障がい者、外国人等)が、個人としての尊厳が重んぜられること…とした場合、LGBTQ や障がい者以外の全村民や村に勤務している方全てを併記することとなり対応が難しいため、第3条の基本理念は修正しません。 御意見を受け、第2条(2)ダイバーシティの定義を修正しました。(意見 No.2の回答参照)	第3条修正なし ・ 第2条修正済 (意見 NO.2 参照)
9	第3条	(4)と(5)がいいなと思いました。	(基本理念) 第3条 (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、就業その他の社会活動を行うことができるよう配慮されること。 (5) 妊娠、出産、育児等について男女が互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。	御意見いただきありがとうございます。 条例策定後も計画に沿って具体的な施策に取り組んでまいります。	修正なし

No.	該当箇所	提出された意見	条例の該当部分	村の考え方・回答（案）	修正後
10	第3条 (7)	男女の不均衡があった場合、是正勧告や罰則を設けた方がいいのではないか。	(基本理念) 第3条(7)職業生活における男女の不均衡を是正するとともに、家庭生活における男性の参画を推進し、女性活躍ができること。	条例では第20条に相談・苦情等の申し出について明記し、「男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる事項の相談・苦情を受けたときは適切に対処しなければならない」と規定しています。 今回制定する条例では、基本理念を示し、村一丸となって自発的に男女共同参画社会の形成を進めていく性格のものであるため、罰則は設けないものとします。	修正なし
11	第3条	基本理念に「男女の差異を理解し、又また理解させ、考慮を行うこと」を追加しては。(5)にも通じるが、母体配慮の必要性も考慮した方がいいのでは。 (理由) 過去に、男に対して差別だ、女性を優遇しすぎると言う部下がいた。	(基本理念) 第3条(5)妊娠、出産、育児等について男女が互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。	男女差の理解・考慮については、女性活躍推進法において「女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職が多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ(略)」と女性活躍の必要性が示されています。また、朝日村の条例では基本理念(5)、(7)に通じるものであり、条文の修正はしないものとします。 御意見を踏まえ、村民の理解が進むよう意識啓発等を進めてまいります。	修正なし

NO.	該当箇所	提出された意見	条例の該当部分	村の考え方・回答（案）	修正後
12	第4～6条	<p>基本理念に基づくだけでなく、新たに起こる社会の変化について積極的に知る努力をする。それに応じて対応できるよう努めるべきかと思う。</p> <p>(理由)社会はどんどん新しく変化するので変化を恐れず対応してほしい。</p>	<p>(村の責務) 第4条（略） (村民の責務) 第5条（略） (事業者の責務) 第6条（略）</p>	<p>条例第4条では、「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない」としています。</p> <p>計画改定時には、国や県の最新のガイドラインに沿い、社会情勢を配慮しながら計画を策定しています。今後、年次の外部評価等でも意見をいただきながら、計画への記載の有無にかかわらず時代に合った取組を進めていきたいと考えております。</p>	修正なし
13	第12条	<p>啓発活動の充実はあるが、一番重要なことだと思う。大人はなかなか変わらないと思うが子どもの変化に期待します。長い目で時間をかけて取り組んでほしい。</p>	<p>(啓発活動等の充実)</p> <p>第12条 村は、基本理念に関する村民及び事業者の理解を深めるための啓発活動、教育活動その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>学校教育の場においてはもとより、社会教育により男女共同参画に関する学びの場を設ける予定です。計画では、広報や村民向け講座等あらゆる面から理解を促進していくたいと考えています。</p>	修正なし

NO.	該当箇所	提出された意見	条例の該当部分	村の考え方・回答（案）	修正後
14	第13条	<p>村は家族を構成する者が性別により固定することなく子育て及び介護を積極的に行うことができるよう環境整備に努めることに焦点をあてるることを盛り込んではどうか。</p> <p>(理由)子育てと介護につき固定的性別役割分担意識が強く、女性が負うことが多い現状だから。</p>		<p>御指摘の固定的役割分担意識の解消については、第3条(基本理念)(4)「家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、就業その他の社会活動を行うことができるよう配慮されること」と示しています。</p> <p>このことから、条文の修正はしないものとします。</p>	修正なし
15	第13条	<p>「村は男女が家庭生活における活動と職業活動及びその他の活動を両立することができるよう必要な支援を行うよう努めなければならない」とあるが具体的にどのような支援を行うのですか。</p>	<p>(家庭生活における活動と他の活動の両立)</p> <p>第13条 村は、男女が家庭生活における活動と職業活動及びその他の活動を両立することができるよう、必要な支援を行うよう努めなければならない。</p>	<p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 男性の家事・育児・介護等への参加促進 ➢ 男性向け料理教室の開催 ➢ ファミリーサポートセンター事業の実施等の支援 <p>を取組事項として計画しています。</p>	
16	第17条	<p>防災の担い手の確保のため、消防団員に女性も参加できるようにしてはどうか。</p>	<p>(防災分野における施策)</p> <p>第17条 村は、防災の分野において、男女双方の視点を取り入れた防災体制の構築に努めなければならない。</p>	<p>現時点では計画にはありませんが、毎年の計画見直し時に検討していきたいと考えております。</p>	修正なし

NO.	該当箇所	提出された意見	条例の該当部分	村の考え方・回答（案）	修正後
17	第3条・第21条	<p>基本理念だけではなく、社会情勢が急激に変化しているのだから、柔軟な考え方でその都度社会及び朝日村に合うものに対応させること、必要ならば変化させることをはっきりというべきでは。調査研究するよと言っているだけでは信頼性が低い。</p> <p>(理由)条例を作つておしまいになるのはやめてほしいから。</p>	<p>(調査研究)</p> <p>第21条 村は、村民、事業者等を対象に、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を効果的に実施するために必要な調査及び研究を行うよう努めなければならない。</p>	<p>計画改定時には、国や県の最新のガイドラインや地域・社会情勢を総合的に勘案して計画を策定しております。また、外部評価を含めた進捗管理を行うことで、計画では予定していない取組も実施することも想定しています。</p> <p>御指摘のようなことがないよう、条例制定を出発点として取組を継続して推進してまいります。</p>	修正なし
18	第18条	村の「附属機関」とはどこですか。		<p>「附属機関」とは村の条例により定められた審査会や審議会、委員会等の機関のことです。</p> <p>例)朝日村男女共同参画審議会</p>	修正なし
19	第18条	<p>自治組織の責務として自治組織等における構成にあたっては性別を理由に誤った取り扱いをしないよう努めなければならない、等を入れ込めないか。</p> <p>(理由)どの活動にも男女がいる風景を作り出すことが大切。自治会組織の役員決定につき明確にし、男女共同参画の視点を入れたい。</p>	<p>(委員等の構成)</p> <p>第18条 村は、附属機関の委員等について、男女の委員の数の均衡に配慮した構成に努めなければならない。</p>	<p>あらゆる組織が想定されるため、自治組織や地域組織について特記いたしません。御指摘いただいた点は条文では、</p> <p>第3条(基本理念)</p> <p>(2)性別による固定的役割分担による社会の様々な制度・慣行をなくす</p> <p>(3)男女が村その他あらゆる場において方針・立案・決定の場に参画</p> <p>に通じるものであると考えます。</p> <p>意識啓発により多くの村民にこれらの基本理念が浸透するよう取り組んでまいります。</p>	修正なし

NO.	該当箇所	提出された意見	条例の該当部分	村の考え方・回答（案）	修正後
20	第 20 条	「関係機関」とはどこですか。	(相談・苦情の申出等)	「関係機関」とは、国、県、他市町村、社会福祉協議会、民間の相談所等多くの連携先が想定されます。具体的な事例に応じて変動するため、条例においては「関係機関」といたします。	
21	第 20 条	相談、苦情の申し出方法などを具体的に明記してはどうか。	第 20 条 村は、村が実施する男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる事項についての相談及び苦情を受けたときは、関係機関と連携し、適切に処理しなければならない。	また、被害に遭われた方の相談先等については広報や村の公式ホームページなどで周知していきます。	修正なし
22	全 体 を 通 し て	村は男女共同参画社会推進に関する基本理念及び、策定された施策を一部の関係者だけでなく全村民にその内容を具体的に周知していただきたい。		条例を制定後、全村民に周知するため村民向け男女共同参画パンフレットを作成する予定です。誰にでもわかりやすい内容にするよう工夫、配慮して作成しています。	
23	全 体 通 し て	高齢の方の意識を変えるのは難しいので、小学生のころから教育していくべきだと思います。男性が育児休暇を取りやすい職場、休暇明けにきちんと復帰できる職場であってほしい。そして男性が育児を「手伝う」のではなく育児を「する」という意識を持ってほしい。	なし	条例に掲げる基本理念が広く村民や事業者に浸透するよう意識啓発に取り組んでいきたいと考えています。	修正なし
24	全 体 通 し て	条例に対しての意見はありません。女性の議員さんが何人かいともいいと思います。 (理由)女性の立場で考えた意見が出るのではと思います。		計画では村議会議員の候補者に占める女性の割合を計画改定の令和7年までに35%に引き上げるという目標を設定しました。目標達成に向け取組を進めまいります。	

*本文中の「計画」とは第3次朝日村男女共同参画計画を指しています。

3 協議事項 (3) 令和3年度男女共同参画計画の評価検証について

令和3年度進捗管理シート[第3次朝日村男女共同参画計画]

基本目標 No	施策	取組	具体的な取組内容	主幹課	計画の目標値			年度別計画 重点的に取組む年度					令和3年度 取組状況				令和4年度以降の方針	
					指標	現状値	目標値 (R7)	R3	R4	R5	R6	R7	目標	成果				
														達成率 (%)	達成状況			
基本目標 I 「男女共同参画社会」用語の認知度 現状値：52.4% ⇒ 目標値(R7)：60.0%																		
I 男女共同参画の基盤整備	男女共同参画推進のための制度等の整備	1-1	男女共同参画基本条例の制定	計画期間中の男女共同参画基本条例制定を目指す。	総務課	男女共同参画基本条例の制定	-	制定済	制定	-	-	-	-	令和3年度中に制定。	90%	・9/10～10/11パブリックコメント実施。(13名から計24件の意見あり) ・11月答申→12月議決予定	(制定済)	
		1-2	男女共同参画計画の進捗管理	朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会の定期開催による計画の進捗管理・検証を行う。 朝日村男女共同参画推進協議会において外部評価、取組の改善を図る。 計画の更新時期に合わせて「男女共同参画社会に関する村民アンケート」を実施し、村民の意識や行動の変化等を計測し、男女共同参画施策の進捗管理を行う。	総務課	男女共同参画計画庁内推進協議会の年間の開催数	4回 (R2年)	2回	審議会・ 庁内推進協議会にて進捗管理	⇒	⇒	⇒	⇒	村民アンケート実施 (計画更新時)	審議会、庁内推進協議会各3回の開催を予定。	50%	庁内推進協議会(3回→5回) 1～3回：条例案を検討。 4～5回：進捗管理を実施予定	計画の進捗管理のための庁内推進協議会・審議会を各3回実施予定(R4予算)
	男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	2-1	男女共同参画社会に関する情報発信	村民向け男女共同参画推進パンフレットの作成。 村のホームページ上に特設ページを設置し、相談窓口も併せて情報提供する。	総務課	村民向け男女共同参画推進パンフレットの作成	-	作成済	パンフレット作成	特設ページ設置、編集	特設ページ編集⇒	⇒	⇒	・3月パンフレット作成、全戸配布。 ・村ホームページに男女共同に関する特設ページを設置するための情報収集。 ・村ホームページに相談窓口を掲載する。	15%	・パンフレット：8月業者と契約締結 2-3月全戸配布予定 ・相談窓口：11月HPへ掲載予定。	R4年度：男女共同参画の啓発ページを作成	
		2-2	男女共同参画に関する学習機会づくり	男女共同参画に関する村民向け講座の実施をする。(オンライン講座も検討)	総務課	男女共同参画に関する村民向け講座等あらゆる催しの参加者数	-	180人	情報収集	村民向け講座開催	継続・参加者数の増加	⇒	⇒	村民向け講座を来年度以降実施するための情報収集。	10%	・他自治体を参考に講座を検討中。 ・県主催の研修へのリンクを検討	R4年度：村民向け講座を1回開催する。(R4予算)	
		2-3	多様な性のあり方についての理解促進	公民館講座を年1回実施し、幅広い男女の講座への参加を促す。	教育政策課	ジェンダーという用語の認知度	47.80%	増加	講座を実施	研修会の実施				LGBT啓発の講座を公民館分館運営委員研修会で開催	100%	5/15分館運営委員対象にLGBTの講座開催済。30人参加	SDGs ジェンダー平等達成に向けての研修。(R4予算 講師謝礼5万円)	
			図書館に関連本のコーナーを作り、村民の関心喚起、学びのきっかけづくりを行う。	教育政策課	コーナーの設置				⇒	⇒	⇒	⇒	定着を図るため期間を決めてジェンダー関連本コーナーを設置する。	100%	9/18～10/31関連本コーナー設置、図書館新聞に関連本リスト掲載 49冊紹介	関連本コーナーを定期的に設置し、図書館だより等で紹介する		
			健康ガイド・健康情報誌等によりLGBT等を含めた性に関する情報を提供し、理解促進を図る。 LGBTの方に対して今後行政サービスでできることを検討する。 県の「女性相談センター」や「男女共同参画センターあいとぴあ」等と連携し、共同で相談支援を行う。	住民福祉課	情報の提供				継続	⇒	⇒	⇒	LGBT等を含めた性に関する情報を広報1回掲載し周知する。	100%	LGBTに関する情報を広報8月号に掲載	ホームページでLGBT等に関する情報の掲載		
	ワークライフバランスの実現のための家庭生活における男女の助け合いの推進	2-3	役場の各種申請書に関する性別欄の見直し。 LGBTの理解促進のため広報誌に特集を組む等村民への啓発に努める。	総務課	手続きの把握				申請書の性別欄の見直し	-	-	-	・申請書性別欄見直しに関する手続きの把握をする。 ・他市町村の各種申請書の性別欄について状況の調査を行う。	30%	・各課に依頼し、村規定の申請書様式を把握する(2月末まで) ・選挙の入場券から性別欄を廃止済	R4年度中に各種申請書からの性別欄削除を順次実施する。		
基本目標 II 35～39歳女性の労働力率(国勢調査) 現状値：75.5% ⇒ 目標値(R7)：78.0%																		
ワークライフバランスの実現のための家庭生活における男女の助け合いの推進	男性の家事育児介護等への参加促進	3-1	妊娠届出・新生児訪問・乳幼児健診等に父親が出席、参加しやすい環境づくりを行う。	住民福祉課	家事の役割分担の現状における「平等」の割合	16.50%	増加	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	乳幼児健診に父親に参加を促す通知を毎月通知する。ホームページで妊娠届や新生児訪問に父親も参加を促すページを掲載する。	40%	・妊娠届出時にパートナーが同席した家族：1組 ・新生児訪問時に父親が同席した家族：1組 ・乳幼児健診：コロナ禍のため保護者1名での参加を依頼しているため父親の参加なし	コロナ感染症が落ち着き過密状態が問題なければ、乳幼児健診へ父親の参加を促す。		
			男性の家事力を高めるための各種講座を実施する。		男性向け料理教室の開催回数	年2回	年3回	情報発信	講座	⇒	⇒	⇒	コロナの感染拡大防止により講座は開催せず、広報で1回、ホームページで男性の家事力を高める情報発信する	30%	コロナ禍により講座は開催できなかったが、広報誌に料理レシピを掲載。	コロナ感染症が落ち着き過密状態が問題なければ、料理教室を開催する。		
	男性の育児休暇取得の促進	3-2	男性職員に向けた、村の育児休暇の紹介及び育児休暇取得を奨励する。(育児計画書の提出等)。	総務課	男性職員の育児休暇取得率	0.00%	30.00%	育児計画書作成	随時対応	⇒	⇒	⇒	育児計画書様式を作成。	0%	12月までに育児計画書様式を作成する	対象者がいた場合随時案内する。		
		3-3	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	総務課				時差出勤総実施・有給取得の増加	継続	⇒	⇒	⇒	時差出勤の継続実施 計画的な年次休暇の取得について経営会議にて徹底。(1人平均1回/月) インターバル制度の検討	50%	・時差出勤を継続実施。(時差取得率：10.13% ※R2年度15.2%) ・年次休暇の取得促進(4月～9月：1人約3.6日 ※R2年実績 6.5日/年) ・インターバル制度R4年度実施に向けた検討。	・有休取得呼びかけを継続実施 ・インターバル制度実施検討		
			県などとの連携により、短時間勤務や育児・介護休暇の取得しやすい環境づくりが進むよう村内企業への啓発を進めること。	産業振興課	啓発資料の検討	啓発資料の配布	⇒	⇒	⇒	啓発について商工会と検討(1回)		100%	県から送付されるA4チラシを商工会を通じて村内100事業所へ随時配布	商工会と連携した啓発資料の配布				

基本目標	N O	施策	取組	具体的な取組内容	主幹課	計画の目標値			年度別計画 重点的に取組む年度					令和3年度 取組状況				令和4年度以降の方針
						指標	現状値	目標値(R7)	R3	R4	R5	R6	R7	目標	達成率(%)	成果	達成状況	
II あ ら ゆ る 分 野 に お け る 男 女 共 同 参 画 の 推 進	4	雇用の場における女性活躍の推進	4-1	企業の育休等の制度の整備と取得の促進	商工会を通じて村内事業者に対し、育休制度の整備や取得を促す啓発活動を実施する。	産業振興課	職場での待遇に差があると感じる分野「特になし」の比率	20.70%	増加	啓発資料の検討	啓発資料の配布	⇒	⇒	⇒	啓発について商工会と検討（1回）	100%	県から送付されるA4チラシを商工会を通じて村内100事業所へ随時配布	商工会と連携した啓発資料の配布
			4-2	女性の再就職支援	商工会を通じて、村内事業者に対し、育児等の終わった女性を対象とした雇用機会を創出するための啓発活動を実施する。 関係機関と連携し、再就職を希望する女性向けの相談会、スキルアップのための講座の紹介などを行う。	産業振興課	事業者への啓発チラシ配布	—	50%	相談会の検討スキルアップ講座の後封開催	相談会の開催スキルアップ講座の開催	⇒	⇒	⇒	相談会2回及びスキルアップ講座6回	40%	・在宅ワーク座談会 6/24(4名参加)、6/30(6名参加)の2回開催済 ・10月から12月にかけて計6回在宅ワーク基礎スキル講座開催中	商工会と連携した啓発活動及び講座の開催
			4-3	多様な働き方の推進	役場内にテレワークを導入し、職員の利用を促進する。	総務課	年1回以上テレワークを利用した職員数	—	50%	全職員テレワーク実施	テレワーク導入	継続	⇒	⇒	7月～テレワーク運用を開始する。	100%	7月テレワーク運用開始 実施率：職員一人当たり0.45回/月	R4年度全職員がテレワークを1回以上実施する
農家等自営業における男女共同参画の推進	5	農業分野の女性リーダーの育成と活動支援	5-1	農業分野の女性リーダーの育成と活動支援	次世代リーダーとなり得る女性農業者の育成や新たなチャレンジのための研修等の機会を支援する。 村内の女性農業者グループの学びの場、取組の活性化のためのグループ活動を支援する。 2019年度から始まった女性農業者セミナーを継続的に開催し、農村生活マイスター認定につなげる。	産業振興課	農村生活マイスター認定者数	8名	10名	女性農業者セミナーへの参加啓発及び支援	女性農業者セミナーへの参加啓発	⇒	⇒	⇒	女性農業者セミナーへの参加啓発（1回）	0%	令和3年度は朝日で女性農業者セミナーは開催しない。（コロナで中止）	令和4年度開催セミナーへの参加啓発を行う。
			5-2	女性の就農支援	朝日アグリ・チャレンジセンターにて行う新規就農支援と合わせて女性の就農支援に取り組む。	産業振興課	「NAGANO農業女子」登録数	0名	5名	農業の魅力啓発	農業の魅力啓発	⇒	⇒	⇒	農業の魅力をホームページで発信する。（NAGANO農業女子へのリンク設定等）	0%	ホームページ（リンク）を作成予定。（2月まで）	回覧板で周知する。
			5-3	家族経営協定締結の促進	広報、回覧板、女性農業者セミナー等を活用し制度を周知し、家族経営協定の締結を推進する。	産業振興課	家族経営協定の締結数（累積）	23世帯	30世帯	家族経営協定の啓発	家族経営協定の啓発	⇒	⇒	⇒	回覧板等による啓発（2回）	0%	回覧板に掲載予定（11月、12月）	引き続き回覧板等で啓発する。
政策・方針決定の場における女性活躍の推進	6	行政機関における女性管理職の積極的な参画推進	6-1	行政機関における女性管理職の積極的な参画推進	男女関係なく、適材適所の配置・昇格に勤める。	総務課			人事評価に関する研修2回	人事評価に関する研修2回	継続	⇒	⇒	人事評価に関しては5月に個人の目標設定研修、10月に評価者研修を行い、適正な人事評価を図る。	40%	・5月目標設定研修実施済。11月評価者研修実施 ・11月管理職研修“働き方改革と人事評価”を実施	評価結果の人事異動への反映を実施（R4予算）	
			6-2	村の審議会、委員会への女性委員の登用促進	村の審議会、委員会の選出時に女性枠を設けるなど、女性委員の登用を促進。	全庁	審議会、委員会等の委員に占める女性の割合	20.10%	25%	委員会設置時随時対応	委員会設置時随時対応	⇒	⇒	⇒	・朝日村行政改革推進委員会女性委員(20%)(総務課) ・朝日村男女共同参画審議会(R2.50%→R3.60%)(総務課) ・朝日村男女共同参画審議会(R3.60%)(総務課) ・朝日村地域公共交通協議会委員女性委員(R2.34%→R6.8%) 29人中1人→2人(企画財政課) ・今年度中に任期となる環境審議会及び上下水道事業運営審議会への女性登用を全体の10%以上とする。(建設環境課) ・環境審議会11人中3人(27%)(建設環境課)	40%	【女性登用実績】 ・朝日村行政改革推進委員会女性委員(20%)(総務課) ・朝日村男女共同参画審議会(R2.50%→R3.60%)(総務課) ・朝日村男女共同参画審議会(R3.60%)(総務課) ・防災会議(R2.17%)次回3月に向け調整中。(総務課) ・今年度中に任期となる環境審議会及び上下水道事業運営審議会への女性登用を全体の10%以上とする。(建設環境課) ・環境審議会11人中3人(27%)(建設環境課)	・住民代表委員の女性登用を目指す（企画財政課） ・継続して女性登用の呼びかけを行う。（総務課）
			6-3	村議会における女性議員の活躍推進	朝日村議会の女性議員の人数増加を目指す。	総務課	村議会議員選挙の候補者に占める女性の割合	10.00%	35.00%	広報等で呼びかけ	広報等で呼びかけ	継続	⇒	⇒	・広報へ年1回、議会だよりにて年1回一般的な村民へ呼びかけを行う。 ・議会事務局を通し、議会への働きかけを行う。	50%	・議会だより：立候補の呼びかけ実施。 ・広報あさひむら：1月に特集予定。 ・議会モニターを実施。議会等の傍聴、意見交換会などを行った。（モニター人数：10名内女性2名） ・4月村議会規定を改定（出産・育児・介護等の欠席事由、産前産後欠席期間等を明記）	・継続して議会だより等で呼びかけを行う ・議会モニターを継続実施 ・活躍している女性議員等を招いた勉強会を実施予定
地域・自主活動における男女共同参画の推進	7	地域組織における女性リーダーの育成支援	7-1	区長、地区長の女性選出を呼びかける。	総務課	区、区長の役職における女性の割合(全体)	0.00%	10.00%	呼びかけ	呼びかけ	継続	⇒	⇒	7月の区長会にて女性役員の選出を呼びかける。	100%	7月の区長会にて女性役員選出の呼びかけを実施済。	継続して区長会へ働きかけを行う。	
			7-2	女性団体が活動しやすくなるよう、国、県、他市町村とのつなぎ役を担い、支援を行う。	教育政策課				継続	継続	⇒	⇒	⇒	令和3年度から副公民館長に女性を選出。	100%	令和3年度から女性の副公民館長が着任。	女性役員の継続選出	
非常時における男女共同参画の推進	8	非常時における男女共同参画の推進	8-1	感染症拡大や災害等の非常時における女性活躍の推進	災害時の避難所運営に関し、避難所運営委員会設置の際には横断的に女性を起用し、避難者女性に対して配慮できる体制を整える。 避難所運営に際し、看護師等が避難者女性の相談に乗れる体制づくりをする。	総務課	防災会議の委員に占める女性の割合	6.70%	15.00%	計画確認、情報発信	計画確認、情報発信	⇒	⇒	⇒	防災計画、避難所運営マニュアルには記載済みのため、有事の際に計画に沿った体制づくりの実施を行う。	50%	・8月大雨においては計画に沿った体制で、全職員が避難所の運営に携わった。 〔本部班：男性20人 女性4人 計24人 避難所：男性13人 女性19人 計32人 救護班：男性0人 女性4人 計4人〕	毎年3月実施予定の防災会議において随時見直しを行っていく。
			8-2	男女共同参画の視点に立った災害対策	内閣府作成「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に則り、周知と、女性視点の防災・復興体制の強化及び災害発生時における必要な対応を実施する。 防災会議への女性委員の登用を推進し、防災計画に女性視点からの対策を盛り込む。	総務課				情報発信・会議実施	情報発信・会議実施	⇒	⇒	⇒	有事の際には必要な体制を積極的に行っていく。引き続き防災会議へは、積極的な女性の参加を募っていく（防災会議の女性委員 令和2年度実績 30人中5人 16.6%）	50%	8月大雨に際して必要な体制を計画通り実施した。 防災会議の女性委員 〔平成29年 30人中3人(10%)→ 令和2年 30人中5人(17%)〕	毎年3月実施予定の防災会議において積極的な女性の参加を募る。

基本目標III 本村で「暮らしやすい」と回答した人の割合 現状値：61.4% ⇒ 目標値(R7)：65.0%

8	非常時における男女共同参画の推進	8-1	感染症拡大や災害等の非常時における女性活躍の推進	災害時の避難所運営に関し、避難所運営委員会設置の際には横断的に女性を起用し、避難者女性に対して配慮できる体制を整える。 避難所運営に際し、看護師等が避難者女性の相談に乗れる体制づくりをする。	総務課	防災会議の委員に占める女性の割合	6.70%	15.00%	計画確認、情報発信	計画確認、情報発信	⇒	⇒	⇒	防災計画、避難所運営マニュアルには記載済みのため、有事の際に計画に沿った体制づくりの実施を行う。	50%	・8月大雨においては計画に沿った体制で、全職員が避難所の運営に携わった。 〔本部班：男性20人 女性4人 計24人 避難所：男性13人 女性19人 計32人 救護班：男性0人 女性4人 計4人〕	毎年3月実施予定の防災会議において随時見直しを行っていく。
		8-2	男女共同参画の視点に立った災害対策	内閣府作成「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に則り、周知と、女性視点の防災・復興体制の強化及び災害発生時における必要な対応を実施する。 防災会議への女性委員の登用を推進し、防災計画に女性視点からの対策を盛り込む。	総務課				情報発信・会議実施	情報発信・会議実施	⇒	⇒	⇒	有事の際には必要な体制を積極的に行っていく。引き続き防災会議へは、積極的な女性の参加を募っていく（防災会議の女性委員 令和2年度実績 30人中5人 16.6%）	50%	8月大雨に際して必要な体制を計画通り実施した。 防災会議の女性委員 〔平成29年 30人中3人(10%)→ 令和2年 30人中5人(17%)〕	毎年3月実施予定の防災会議において積極的な女性の参加を募る。

基本目標	N O	施策	取組	具体的な取組内容	主幹課	計画の目標値			年度別計画 重点的に取組む年度					令和3年度 取組状況			令和4年度以降の方針	
						指標	現状値	目標値(R7)	R3	R4	R5	R6	R7	目標	達成率(%)	成果	達成状況	
III 安心・安全な暮らしの実現	9	ライフステージに応じた健康支援	9-1	女性の心とからだ(妊娠・出産等)に関する学びの機会充実と支援	住民福祉課	広報や健康情報誌等の媒体を使って、思春期や更年期に関する情報を提供。 妊婦健診と産婦健診の補助を行うとともに必要に応じて保健師による支援を行う。 新生児訪問時に産婦の心身の状況の確認を行い、必要に応じて保健師による支援、専門機関の紹介を行う。	思春期や更年期に関する情報提供回数(広報・健康情報誌等)	年0回	年1回	情報発信 相談	⇒	⇒	⇒	⇒	更年期に関する情報を健幸の窓にて1回周知し、更年期で苦しむ女性が過ごしやすい環境をつくる。 女性の心身の相談に通常で10回以上応じ、状況によっては専門機関につなげる。	100%	更年期に関する情報を健幸の窓で6月に周知。女性の心身の相談は12件あった。	更年期に関する情報を広報や回覧板等で周知。女性の心身の相談は常時受け付ける。
			9-2	健康寿命延伸のための健康づくりの促進	住民福祉課	循環器健診や各種がん検診の実施、受診を勧奨。 健診結果に応じて専門職(保健師、管理栄養士)による生活改善支援や受診を勧奨する。 一般介護予防事業(再彩クラブ・転ばんジェントルマントレーニングの会・さんでい講座・高齢者ふれあい学習・若返りのパワーアップ教室・スポーツボイス)を実施する。男性向けの講座を開催し、男性の参加を促進する。	介護予防教室への参加割合(男女比)	女：男=95：5	女：男=90:10	健診 介護予防教室の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	特定健診受診率60%以上と胃がん20%以上、肺がん40%以上、大腸がん30%以上の受診率で病気の早期発見・治療と結果報告会の2回以上の実施と月5人以上の健康相談の実施を行い生活改善支援の実施 一般介護予防事業の実施(開催回数 150回 参加者数 約3,000人)	健康づくり30% 介護予防教室30%	・10・11月に健診が集中しており、左記のような実施率であった。 ・健康相談は月に5~6件あった。 ・一般介護予防事業は、コロナ禍のため休止時期があった。(開催回数 58回 参加者数 約866人)	・訪問や電話で受診勧奨を行う。 ・生活改善や病気の早期発見・早期治療につながるよう、保健指導の実施。 ・事業の目的を周知し参加者の拡大を図りたい。
			9-3	人生100年時代の男女のいきがいづくりと就労促進	住民福祉課・産業振興課・朝日アグリ・チャレンジセンター	農林業団体等の協力を得ながら、高齢者が培ってきたノウハウを活かした活動の場を検討する。	65歳以上人口に占める就業により収入を得ている者の割合	67.50%	70.00%	ヤングコーン とケール 参加者10名	小物野菜 参加者11名	小物野菜 参加者12名	小物野菜 参加者13名	アグリ・チャレンジセンターが中心となり、返職後の時間をもて余している方々を対象に「月3万円ビズネス」と銘打って、経験豊富な農業者を講師に講習会を開催し、生きがいや収入を得る楽しみある生活を目指す。今年度は、ヤングコーンとケール(小物野菜)の栽培講習を7月、品目ごと開催予定。	10%	実施に至らず、仕組みづくりの協議を2回実施。	退職の方や、農業に関心のある方を対象に野菜作り等講座を2回開催	
IV 安心・安全な暮らしの実現	10	暴力やハラスメントの根絶	10-1	DV等の暴力に関する相談支援と適切な連携体制の整備	住民福祉課	県の「女性相談センター」や「あいとびあ」等と連携しながら、共同で相談支援を行う。 事例が発生した場合は緊急度に応じて警察や県の相談機関に繋げる、避難の必要がなければ頻回に状況を確認し、対応を検討するなど、ケースに応じた適切な対処を行う。			随時対応	随時対応	随時対応	随時対応	随時対応	県「女性相談センター」や松本福祉事務所と協力し、発生時は事例の生命と健康に配慮し速やかな対応を実施する。	100%	警察や県等連携するケースはなかったが、1件相談に応じ、定期的に経過を見ている。	発生時は、事例の生命と健康に配慮し、速やかに関係機関につなぐ	
			10-2	DVやハラスメントに関する教育の推進	総務課	広報、回覧板、ホームページ等を活用し、DVやハラスメントの啓発と相談機関の紹介を行う。 役場職員を対象としたセクシャルハラスメント、パワーハラスメント等に関する相談窓口を設置する。 役場職員を対象としたDVやハラスメントに関する研修会を実施する。	役場職員を対象とした研修の開催回数	一	年1回	男女共同参画に関する研修を実施・広報にて特集	広報にて特集	継続	⇒	⇒	・広報でDV、ハラスメントに関する特集を年1回組む。 ・9~10月にLGBT等の男女共同参画に関する職員向け研修を実施。	100%	11月国実施「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ啓発 ・11月広報あさひらでDV特集 ・ポスター掲示・リーフレット配架 10月6日LGBT研修を実施(出席者30名)	R4市町村職員研修センターによる出前講座「ハラスメント研修」を実施予定
				関係機関から情報提供を受け、商工会などを通じて、村内事業者に対し、ハラスメント防止を促す啓発活動を行う。	産業振興課	事業者への啓発チラシ配布	一	年1回	啓発資料の配布	啓発資料の配布	⇒	⇒	⇒	ハラスメントの資料を、商工会を通じて村内企業に配布(1回)	100%	県から送付されるA4チラシを商工会を通じて村内100事業所へ随時配布	商工会と連携した啓発資料の配布	
				若い世代の被害者や加害者を生み出さないための小中学校における人権教育やDV等に関する学びの機会をつくる。	教育政策課			年間を通じて実施	⇒	⇒	⇒	⇒	年間を通じて、ネットモラルの教育の実施 コロナ感染による謝罪中傷など人権教育の実施 11月を仲良し月間として人権を考える授業を行う	50%	毎週の道徳や教育活動の中で取り組んでいる。 コロナ感染から児童を守るために学校全体で受け入れ体制について考え方行動した。	継続実施		
			10-3	被害者の自立に向けた支援	住民福祉課	DV被害者の申し出により、被害者の住民基本台帳の閲覧を制限する。			新規件数 1件	新規件数 1件	新規件数 2件	新規件数 2件	新規件数 2件	引き続きDV被害者の申し出により、被害者の住民基本台帳の閲覧を制限する。	100%	DV支援措置新規申出1件あり	引き続きDV被害者の申し出により、被害者の住民基本台帳の閲覧を制限する。	
V 安心・安全な暮らしの実現	11	困難を抱える女性等への支援	11-1	ひとり親家族への支援	住民福祉課	支援を必要とするひとり親家族に対して、関係機関へつなぎ、適切な支援を行う。 就労支援機関と連携し、就労を促進する。	ひとり親家庭への就業支援件数(相談及び関係機関への紹介)	2件	3件	随時相談 2件	随時相談 2件	随時相談 3件	随時相談 3件	相談等あれば関係機関へつなぎ、適切な支援を行う。就労支援機関と連携し、就労を促進する。	50%	児童扶養手当現況届時に就労状況について聞き取りを行い、必要な方には県の相談機関の案内をお渡しした。	相談等あれば関係機関へつなぎ、適切な支援を行う。就労支援機関と連携し、就労を促進する。	
			11-2	貧困家庭への支援	住民福祉課 社会福祉協議会 自立支援相談機関 まいさぽ東筑	地域の関係機関と連携し、生活困窮者の早期発見に努め、相談支援を行う。 既存の事業等での受け入れ態勢を強化し、「参加支援」として就労や住居の確保等、自立に対する支援を行う。	障がい者福祉施設から一般就労への移行者数	0人	1人	随時相談 対応	随時相談 対応	随時相談 対応	随時相談 対応	まいさぽ、社協、自立支援協議会と共同し、ひとり暮らし体験事業1人、就労定着事業等1人をすすめる。	50%	ひとり暮らし体験事業1人利用中であるが、現在コロナ蔓延防止のため、一時利用中止している。	相談があれば随時対応していく。	
			11-3	障がい者への男女共同参画視点での支援	住民福祉課	相談窓口を設け、必要に応じて関係者を招集し、検討会議を開く。 村だけで解決できない事案については適切な機関につなぐ。							まいさぽ、社協、自立支援協議会と共同し、随時支援会議実施中。現在2名支援中。	100%	就労移行支援を経て、R3.4月より一般就労にて就職中(1名)	相談があれば随時対応していく。		

3 協議事項 (4) パンフレット概要

令和3年度朝日村男女共同参画推進パンフレット 骨子案

1. 作成の目的

朝日村における男女共同参画の推進を目指し、以下を目的として村民向けパンフレットを作成します。

- 「第3次朝日村男女共同参画計画」および「朝日村男女共同参画社会推進条例」の策定について周知すること
- 男女共同参画の意義や基本理念について理解を深めること
- 村民一人ひとりが男女共同参画を自分事として身近に感じられるようになること
- 村民一人ひとりが男女共同参加社会の実現のためにできることを具体的に提示し、意識・行動の変容を促すこと

2. 作成の方針

上記の目的を踏まえ、次の点に工夫・配慮して作成します。

- 男女共同参画という概念自体がとっつきにくいため、まず関心を持つてもらえるよう、親しみやすいデザイン・レイアウトを工夫します
- 計画や条例の趣旨、基本理念の全体像、男女共同参画の推進内容が伝わりやすいよう、文章だけでなく、図やイラストを適宜用いて感覚的な理解を促します
- 自分事として取り組んでもらえるよう、身近な日常で起こりがちな男女差別や固定的な性別役割分担意識がもたらす問題を具体的に示し、どのように改善すればよいか、性別・年代ごとに考えられる内容とします
- 特に若い世代に起こりがちな問題についても取り上げ（学校での LGBT 問題、デート DV など）、子どもたちの男女共同参画への理解が深まるよう工夫します

3. 構成案

別紙参照

◆パンフレットの基本仕様：A4版・タテ／カラー／12ページ

◆目次と構成の全体像

ページ	掲載内容	狙い
1P（表紙）	タイトル／キャッチコピー／パンフレットの趣旨	
2～3P (見開き)	男女共同参画とは？ なぜ必要？ <ul style="list-style-type: none"> ・多様性を重視することの社会的な意義 ・日本の現状（世界的に遅れている状況の紹介） 	男女共同参画の概念と重要性・必要性を理解する
4P～5P (見開き)	朝日村ではこんな男女共同参画社会をめざしています <ul style="list-style-type: none"> ・めざすこと：朝日村男女共同参画社会推進条例のあらまし（基本理念） ・とりくむこと：男女共同参画計画のあらまし（主な施策・取組） 	朝日村の目指す姿と取組の全体像を伝える
6P	代表的な概念や用語の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダーとは？ ・固定的な性別役割分担意識とは？ ・DVとは？ ・ハラスメントとは？ ・LGBTQとは？ 	男女共同参画における主要なテーマを最新トピックとともに理解する
7P	シーン別に考えてみよう！ <p>①家庭編（家庭内での固定的な役割分担）</p>	
8P	②育児編（男の子らしさ・女の子らしさ）	
9P	③学生編（性の多様性／制服問題／デートDV）	
10P	④仕事編（職場における男女差別／機会の不均等／セクハラ）	
11P	⑤地域活動編（役員問題／お茶出し・料理）	
12P (裏表紙)	困ったときの相談窓口案内（長野県男女共同参画センターあいとぴあ等） 村の担当課・連絡先／奥付（発行年月日） 条例・計画公表ページのQRコード	相談機関・連絡先、計画・条例等に関する情報をまとめる

参考イメージ

※ どのページも文字だけにならないよう、イラストを配置。なるべく大きな文字や平易な言葉で記述
※ 関連するデータや村の取組を囲みで適宜紹介する



参考イメージ

8P

9P

10P

11P

シーン別に 考えてみよう	シーン別に 考えてみよう	シーン別に 考えてみよう	
【育児編】 ・男の子らしさ、女の子らしさの無意識の思い込みがない? (遊び方、髪型、洋服の色など)	【学校編】 ・女子はスカートじゃなきゃいけない? ・LGBTQへの対応 ・それデートDVかも?	【仕事編】 ・女性社員だけがお茶くみ? ・給料、仕事内容、昇進チャンスなどの待遇差	【地域活動編】 ・地域活動の固定的な役割分担(女性だけ料理やお茶くみ) ・PTA会長や自治会長に女性はなぜならない?

(参考事例) 岐阜市: 中学生向けの男女共同参画啓発誌「大切なあなた 大切なわたし」より

これからは、家族で家事も仕事もシェアする時代!

PICK UP 01
家事メン・イケメンも増加中!

右側には、男性が家事をする姿が描かれており、「お母さん、お母さん、お母さん!」と笑顔で手を振っている。テキストでは、家事に対する意識が高まっていることが述べられています。

PICK UP 02
企業も仕事と家事の両立を応援!

右側には、企業が男女の仕事と家事の両立を支援する取り組みについてのグラフが掲載されています。柱グラフによると、男性の育児休業実施率が約26%、女性が育児休業実施率が約44%であることが示されています。

岐阜市の取り組み!
男子でチャレンジ!「食事力アップセミナー」

右側には、岐阜市で開催された「食事力アップセミナー」の様子が写真で示されています。

3 協議事項 (5) その他 今後のスケジュールについて

	1 Q			2 Q			3 Q			4 Q		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
男女共同参画庁内推進協議会及び審議会 ・ 男女共同参画基本条例制定 ・ 進捗管理・外部評価										開始:予算編成		確定:予算編成(次年度)
第1回庁内推進協議会(計画概要・条例概要)(5/19 10:00)												
第2回庁内推進協議会(条例案検討)(6/24 15:00)												
第3回庁内推進協議会(条例案検討)(7/30 10:00)												
第4回庁内推進協議会(条例(案)、評価、次年度計画)(10/14 10:00)												
第5回庁内推進協議会(年度実績、次年度計画)(2/1 10:00)												
理事者協議				理事者協議(計画概要・条例概要)(6/2 10:00)						理事者協議(条例(案)、評価、次年度計画)(11月上旬)		
				理事者協議(条例概要)(7/2 11:00)								
					理事者協議(条例案)(8月中旬)							理事者協議(年度実績報告、次年度計画)(2月上旬)
経営会議				経営会議(計画概要・条例概要)(6/7)						経営会議(条例(案)、評価、次年度計画)(11月15日)		
				経営会議(条例概要)(7/5)								
					経営会議(条例案)(8月中旬)							経営会議(年度実績報告)(2月上旬)
審議会				1回審議会(計画概要・条例概要)(6/7 14:00)						第4回審議会(条例(案)、評価、次年度計画)(11/19 14:00)		
					第2回審議会(条例案検討)(7/9 19:00)							
				詮問:条例案(6/7)								第5回審議会(年度実績報告、次年度計画)(2/18 14:00)
					検討 ⇒ ⇒ ⇒		まとめ:条例案(8月下旬)					
										答申:条例案(11/19 15:00 審議会にて)		
パブリックコメント							実施:条例案パブコメ(9/10-10/11)					
							⇒ ⇒ ⇒					
議会				議会全協:説明(推進計画・条例概要)(6/18)						議会全協:説明(進捗管理・条例案)(11/17)		
										議会全協:説明(条例(案)パブコメ概要)(9/17)		
										議会定例会:説明(条例案)(12/8)		
										議会:条例議決(12/17)		
											議会全協:説明(年度実績報告、次年度計画)(3/18)	
男女共同参画推進 ・男女共同参画推進パンフレット作成 ・LGBT関係広報、DVハラスメント防止 (DV防止、ハラスメントの啓発と庁内研修会)				*第1回審議会								
					*第2回審議会							
						*第3回審議会						
						委託業者決定、日程調整						
						契約締結						
							パンフレット作成					
							⇒ ⇒ ⇒ ⇒					
							業者打合せ①					
							LGBT研修(10/6 13:30)					
										*第4回審議会(骨子案)		
											*第5回審議会	
											完成:パンフレット	
												配布:パンフレット
												議会:パンフ説明(3/18)